

○国のこれまでの子ども・子育て支援策について

	国の動き	概要	市の取り組み
平成 2 年	1.57 ショック	合計特殊出生率が過去最低を記録	
平成 6 年	「エンゼルプラン」策定(12月) (平成 7 年度～平成 11 年度)	文部、厚生、労働、建設各省は今後 10 年間における子育て支援のための基本的方向と施策を盛り込んだ〈今後の子育てのための施策の基本的方向について〉を明らかにし、これにともなう計画をエンゼルプランと通称している。	
	「緊急保育対策等 5 か年事業」策定(12月)	エンゼルプランを実施するために、保育の量的拡大や低年齢児(0～2 歳児)保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等について定めたもの。	
平成 10 年			滝沢村子育て支援計画 (平成 10 年度～平成 19 年度)
平成 11 年	「少子化対策推進基本方針」策定(12月) 「新エンゼルプラン」策定(12月) (平成 12 年度～平成 16 年度)	少子化対策推進基本方針に基づき、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 大臣合意で策定された少子化対策の 2004 年度目標の実施計画の通称。「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が正式名称。従来のエンゼルプランと緊急保育対策等 5 か年事業を見直したもの。	
平成 15 年	「次世代育成支援対策推進法」施行(7月)	仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方公共団体や企業に、10 年間の集中的・計画的な取組を促進するために平成 17 年 3 月末までに行動計画の策定を義務付けた法律。平成 26 年度までの時限立法。	
	「少子化社会対策基本法」施行(9月)	少子化に対処するための施策を総合的に推進するために制定された法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備などの基本的施策、および内閣府に少子化社会対策会議を設置することを定めている。	
平成 16 年	「少子化社会対策大綱」策定(6月)	少子化対策基本法に基づき、推進すべき施策の長期的な指針として策定。少子化の流れを変えるための施策を重要なものと位置づけた。	
	「子ども・子育て応援プラン」策定(12月) (平成 17 年度～平成 21 年度)	平成 7 年度から政府による本格的な子育て支援政策として実施されているエンゼルプラン(5 年ごとに策定)の、3 期目となる平成 17 年度からのプラン。国が地方公共団体や企業とともに計画的に取り組む必要がある事項について具体的な施策内容と目標を掲げた。	
平成 17 年			次世代育成支援滝沢村行動計画(前期) (平成 17 年度～平成 21 年度)
平成 18 年	「新しい少子化対策について」(6月) 認定こども園制度スタート(10月)	親の就労の有無に関わらず、全ての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつ、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。	
平成 19 年	「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」決定(12月)	就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み)を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことの必要性を記載。	

	国の動き	概要	市の取り組み
平成 20 年	「新待機児童ゼロ作戦」(2月)	希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするために、特に、今後3年間を集中重点期間として取組を進める事を目標に制定された。	
平成 22 年	「子ども・子育てビジョン」閣議決定(1月) (平成 22 年度～平成 26 年度)	次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしている。	次世代育成支援滝沢市行動計画(後期) (平成 22 年度～平成 26 年度)
	子ども・子育て新システム検討会議(1月) 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」決定 (6月)	子ども・子育て新システムでは、以下のような社会の実現を目的としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会</li> <li>・出産・子育て・就労の希望がかなう社会</li> <li>・仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会</li> <li>・新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会</li> </ul>	
平成 24 年	「子ども・子育て新システムに関する基本制度」決定 (3月)	子ども・子育て新システム検討会議でのとりまとめをもとに、新しい法案の具体的な制度設計のとりまとめを実施。	
	「子ども・子育て関連3法」成立(8月)		

※ 当初の政府案では「子ども・子育て新システム」といわれていたが、国会審議の過程で総合こども園構想が撤回され、認定こども園制度の改善が折り込まれるなど大幅な修正が加えられた結果、現在は「子ども・子育て支援新制度」といわれる。

